

税関の輸出事後調査及び安全保障輸出管理についての基本的な知識

A 税関の輸出事後調査について

以下、税関の輸出事後調査の留意点についてまとめてみますと、次の通りです。

出典：税関 HP (<http://www.customs.go.jp/shiryo/chobo.htm>)

帳簿書類の保存：輸出者は、輸出した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿及び関係書類の保存が義務付けられています。具体的には、次のような帳簿及び書類を保存する必要があります。

(1) 帳簿：保存期間 5 年間（輸出許可の日の翌日から起算）

（記載事項）品名、数量、価格、仕向人の氏名（名称）、輸出許可年月日、許可番号を記載（必要事項が網羅されている既存帳簿、仕入書等に必要項目を追記したもので可）

(2) 書類：保存期間 5 年間（輸出許可の日の翌日から起算）

（書類の内容）仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録：保存期間 5 年間（輸出許可の日の翌日から起算）

（電磁的記録の内容）電子取引（いわゆる EDI 取引、インターネット等による取引、電子メール等により取引情報を授受する取引）を行った場合における当該電子取引の取引情報（取引に関して授受する注文書、契約書等に通常記載される事項）

調査の目的：輸出された貨物にかかる手続きが関税法等関係諸法令の規定に従って、正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、さらに、企業における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としています。

調査の方法：貨物の通関後、輸出者の事業所等を個別に訪問して、輸出貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸出申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、輸出申告に誤りがあることを確認した場合には、輸出者に適切な指導を行い、適正な輸出管理体制を構築していただきます。

該非判定の方法（法令遵守のポイント 経産省 令和2年1月）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumeijunshu.pdf>

リスト規制については 5 頁~9 頁

自主管理で違反が見つかったら、どうする？安全保障貿易センター

http://www.cistec.or.jp/service/jisyukanri_ihan.html

自主管理で違反が見つかったら、どうする？ 2017年8月CISTEC事務局

社内監査で無許可輸出をしたなどの明白な外為法違反が見つかったら、**まずは経産省の安全保障貿易検査官室（安検室）に報告すること**が大事です。

経産省の「安全保障貿易管理」のサイトでは、[「事後審査（外為法違反について）」](#)の項目の中で、以下の説明があります。

「安全保障貿易に関する事後審査手続き」

そこでは、安全保障貿易に関する無許可輸出等の審査について、次のように書かれています。

「違反原因や実際の用途等を考慮した上で、**刑事罰、行政制裁（3年以下の輸出等の禁止）、経済産業省貿易経済協力局長名による警告（原則企業名公表）、経緯書又は報告書の提出（原則企業**

名非公表)、等の処分・対応が行われることがあります。なお、事案によっては当該企業が保有する包括許可が取り消される場合もあります。」

ただ、これだけでは、実際のところがよくわからないという声がありますので、CISTEC 事務局において説明させていただきます。

1 経産省の考え方

—自主管理が機能した結果として見つかって自主申告された違反については基本的には再発防止指導に留まる

「無許可輸出等」といっても千差万別です。該非判定のミスによって無許可輸出になってしまう場合もありますが、悪意を持って無許可で輸出する場合とは全く意味合いが異なります。

経産省では、自主管理の一環で違反を見つけて自主申告する場合には、基本的には再発防止指導を中心にするというスタンスであり、それによって過大なペナルティが科せられることはないと思われま

す。2011年の秋に当時の安検室長に「今後の事後審査の運用の基本的考え方」についてインタビューした中でも、CP企業には極力自主性に委ねることを前提として、違反事案を自主申告してきた場合には「その事案が貨物等の特性、最終用途・最終需要者等から判断し申請すれば許可がなされたであろう案件かどうか、故意や悪質性があるかどうか（法益侵害の程度が高いかどうか）、法第55条の10の輸出者等遵守基準を守っているかどうか、といった点を踏まえて、処分に差をつけるようにしています。」と、現場では試行的にその運用で事後審査を行っています。」と語っていました（CISTEC ジャーナル No.137 2012.1 参照）。

CISTEC のあり方専門委員会・自主管理分科会では、その考え方を明確にしてもらうために、あらためて2013年5月に安検室長以下に対して文書照会を行い、口頭にて回答を得ています。その内容は以下の通りです。

「経済産業省としては、外為法の無許可輸出等にかかる対応において、法益侵害の程度が低いことを前提として、CPに基づき内部監査等により自ら見つけ、その原因を認識し然るべく対応をしていると認められる案件については、過剰な負担を求めることなく、真に必要な範囲で対応する方針である。」

このやりとりについては、文書化し、産業界と安検室の双方で共有して、CISTEC ジャーナル及びCISTECのホームページで公開しており、安検室もこの考え方を踏襲して対処がなされています。下記のCISTEC ジャーナル2013年7月号の[「自主申告による処分軽減の明確化に関する取り組みについて」](#)記事（別添）に、このやりとりとともに解説を掲載していますので、ご参照下さい。

2 制裁、指導のパターン

—法令に基づく行政制裁／行政指導ベースの措置／包括許可取消 等
—関税法上のAEO承認の取消にも波及する可能性

無許可輸出等の場合の、経産省の対応措置としては、冒頭にご紹介した通り、次のようなものがあります。法に基づく刑事罰、行政制裁と、行政指導ベースによるものがあります。

【外為法に基づくペナルティ】

外為法で刑事罰や行政制裁を科せられる場合は、悪質な事例が対象となり、ミスにより違法輸出等となってしまった場合に、ましてや自主申告してきた場合にはこれらが科せられることは考えにくいところでは

1. ① 刑事罰

1. ・ 刑事罰は、警察が捜査の上立件され、裁判所の判決で決定されます。悪質な場合には、経産省が刑事告発する事例もあります。
2. ・ 最高 10 年以下の懲役、個人 3000 万円以下の罰金、又はこれの併科。法人は 10 億円以下の罰金。罰金は個人、法人のいずれも、輸出価格の 5 倍以下のスライド制。
3. ・ 2017 年 5 月の外為法改正により、罰金の水準が全般的に引き上げられ、かつ法人重科も導入され、最高 10 億円になりました（施行日：10 月 1 日）。概要は、以下の法改正資料をご覧ください。
[外為法改正案概要](#) p3
4. ・ 時効は最長 7 年です。

2. ② 行政制裁

1. ・ 輸出、技術提供等の取引の 3 年以内の全部又は一部の禁止。輸出で違反の場合でも、技術提供取引も含めて禁止される場合もあります。
2. ・ 2017 年 5 月の外為法改正により、行政制裁の内容が強化されています（施行日 10 月 1 日）。概要は、上記の「法改正案概要」の p4~5 をご参照下さい。
3. ・ 刑事罰は故意の場合が対象となりますが、行政制裁は過失でも対象となります。
4. ・ 行政制裁については、時効はありません。実際に、罰則が時効になっていても、行政制裁が科せられた事例があります。また、不起訴になっても、行政制裁が科せられることもあります。

【行政指導ベースの措置】

行政指導ベースの措置としては、以下のような措置があります。

1. ① 貿易経済協力局長名による警告（原則企業名公表）
 - ・ 企業名が公表されると、その企業の社会的信用が失墜し、ひいてはビジネス上の不利益を被ることが考えられます。
2. ② 経緯書又は報告書の提出（原則企業名非公表）
 1. ・ 経緯書、報告書に記載する項目等については案件毎に異なりますが、事後審査の結果を踏まえたものとなりますので、経産省のサイト【事後審査調査項目】が参考となります。
[「安全保障貿易に関する事後審査手続き」](#)
 2. ・ 過去 5 年間の輸出等の経緯、違反の原因分析、再発防止策が中心になります。再発防止策については、半年後に実施状況の報告が求められます。

【関連するペナルティ】

1. ① 包括許可の取消
 1. ・ 規制対象貨物等が通常兵器関連等の比較的機微度が低い場合や、ホワイト国のように懸念が少ない国が仕向地の場合には、個別許可ではなく、包括許可が与えられることが少なくありません。
 2. ・ 無許可輸出等の法違反の内容次第ですが、包括許可付与の前提となる自主管理（外為法等遵守事項）がしっかりできていないと認められる場合には、上記の行政制裁や行政指導等と併せて、包括許可が取り消される可能性があります（「法令若しくは許可の条件に違反したとき・・・本許可が取り消されることがある。」（包括許可要領）。一件ごとの個別許可になると、時間もコストもかかることとなりますので、影響が大きいペナルティとなります。

2. ② AEO 制度に基づく事業者認定の取消

1. ・ AEO 制度は、貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させるための国際標準に即した認定制度であり、税関が運用しています ([AEO 制度](#)の解説参照)。これは関税法に基づく措置ですが、外為法違反の内容によって、法令遵守体制が十分ではないと判断されると、認定が取り消される可能性があります。
2. ・ 輸出者向けの AEO プログラムとしては、特定輸出申告制度があり、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者について、貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出の許可を受けることが可能となるほか、税関による審査・検査にも反映され、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み (積込み) が可能となるなどのメリットがあります。認定取消に伴い、これらのメリットが失われ、多大なコスト面、手続き面でのデメリットが生じることになり、罰金や行政制裁にも匹敵するペナルティとなる可能性があります。

3 無許可輸出となるパターン

— 過失から悪質な確信犯まで千差万別。

— 行政制裁や行政指導ベースのペナルティは、過失でも対象。

1. ① 「無許可輸出等」となる様々なパターン

安全保障輸出管理、特に汎用品の無許可輸出というのは、次のように様々な場合があります。具体的態様 (故意か過失か、法益侵害の有無・程度、経緯等) によって、ペナルティの在り方は変わってきます。

1. ・ 該非判定を単純に間違えた。しっかりとしなかった。
2. ・ 複数項番での判定が必要なのに、一つの項番の判定だけで済ませてしまった。
3. ・ 輸出令別表第 1 の 1 の項は武器品目なので慎重に判定したが、2 の項以下の汎用品の判定をしなかった、又はおろそかにした。
4. ・ 輸出規制の存在を知らなかった。
5. ・ 条文が複雑で、解釈を誤った、又は見逃した。
6. ・ 個別許可が必要なのに包括許可で出してしまった。
7. ・ 許可例外 (許可不要の場合) の適用を誤った。
8. ・ 貨物の許可だけでいいと思って、その貨物の扱いに係る役務取引許可を取らなかった。
9. ・ 納期に間に合わないので、少額特例を使って輸出した。
10. ・ 面倒なので許可手続きをとらずに無許可輸出した。
11. ・ 手続きを怠って輸出したものが、テロに使われた。
12. ・ 輸出先と共謀して敢えて無許可輸出した。
13. ・ 大量破壊兵器の開発・製造のために政府の許可が発給されないと考え無許可輸出した。 等等
14. ※これ以外に、安全保障輸出管理関係ではない、通常の輸出管理対象品目を定める「輸出令別表第 2」の規制を認識していなかった、忘却してしまった、等の事例もあります (化学品関係)。

2. ② ペナルティの実例

CISTEC の HP には、過去の[外為法違反事例](#)を掲載しています。刑事罰と行政制裁とを、公表資料からわかる範囲で掲載しています。

4 CISTEC の該非判定、体制構築等の関連支援サービス

—再発防止のためにも活用いただけます。

- ① [eラーニング](#) (無料)
- ② [該非判定支援サービス](#)—「該非判定検証証明書」を発行いたします。
- ③ [監査・体制整備支援サービス](#)
- ④ [講師派遣サービス](#)
- ⑤ [実務能力認定試験 \(Associate \(初級\) /Advanced \(中級\) /Expert \(上級\)\)](#)

以上

別添

[「自主申告による処分軽減の明確化に関する取り組みについて」](#) (CISTEC ジャーナル 2013.7 No.146)

B 安全保障輸出管理についての基本的な知識

「輸出管理内部規程 (CP)」とは：**外為法違反を未然に防ぐための内部規程**

[CISTEC【\(財\)安全保障貿易情報センター】作成の『モデルCP』](#)

参考：Q&A (輸出管理内部規程(CP)及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/cplqanda.pdf>

「輸出管理内部規程 (CP)」は、輸出者等が自ら定める組織内部の規程で、あくまで自主管理を行うための任意のもの。

「輸出者等遵守基準」は、外国為替及び外国貿易法 (外為法) に基づき、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者が、最低限行うべき輸出管理の基準となるもの。

このため、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者は、平成22年4月1日以降、輸出管理内部規程 (CP) の整備にかかわらず、輸出者等遵守基準に従う必要がある。

最新の法令・制度に基づく輸出管理内部規程 (CP) を策定し、その内部規程に基づき輸出管理をしている場合には、輸出者等遵守基準を満たした輸出管理が既に行われているものと考えられる。

「輸出者等遵守基準」の法的根拠：外為法第55条の十一次の省令

- ① 「輸出者等遵守基準を定める省令」(平成21年経済産業省 令第60号)

☞ 非リスト規制品のみを扱う事業者に対する基準。

- ② 「特定重要貨物等を定める省令」(平成21年経済産業省 令第61号)

☞ 特定重要貨物等 (リスト規制品) を扱う事業者に対する基準。

①の非リスト品輸出者等の遵守基準に加え、リスト品輸出者等の遵守すべき基準。

貨物や役務の輸出者は、「輸出者等遵守基準」に従い、輸出を行わなければならない (外為法第五十五条の十第4項) が、これに違えた場合、次の手順を踏んだうえで、罰則規定が適用される危険があります：不適切に輸出を行っている者へ必要に応じて**指導・助言**がなされ (外為法第五十五条の十一)、それでも改善されない場合は**勧告**が行われ (外為法第五十五条の十一第一項)、勧告に従わない場合は、**命令**が発出され (外為法第五十五条の十一第二項)、この命令に違反した者は、**懲役6ヵ月、罰金50万円以下の罰則** (外為法第七十一条十号) が適用されます。

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト (CL)」とは：“輸出管理内部規程 (CP) の確実な実施”が確保されているかどうかを輸出者等自身が確認し、自己判断により明らかにする書類。CLの見本⇒https://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs_pdf/CLexample.pdf

輸出管理内部規程 (CP) を経済産業大臣に届け出ている輸出者等は、輸出者等概要・自己管理チェックリスト (CL) を毎年7月1日から7月31日までに経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室に提出していただく必要があります。提出後、その内容が適切である場合、輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票 (CL受理票) が発行されます。